

平成28年12月1日  
多摩府中保健所

## 衛生教育用器材貸出しの手引き

多摩府中保健所では、北多摩南部保健医療圏（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市 以下「圏域」と言います。）の各事業者、施設等の方を対象として、衛生教育用器材の貸出しを行っています。ご利用にあたっては以下の事項をご確認のうえ、お申込みください。

### 1 利用方法

#### (1) 利用できる方

- ・ 圏域内に施設、事業所等を有する事業者の方
- ・ 圏域内の衛生教育に関心のある団体等（町内会、PTA、各種サークルなど）

#### (2) 利用できる健康教育用器材

DVD、ビデオテープ、CD-ROM ※ 詳細は一覧表をご覧ください。

#### (3) 貸出方法（郵送による貸出しは行っていません。）

貸出しにあたっては多摩府中保健所に来所のうえ「衛生教育器材利用申込書兼貸出書」にご記入ください。

また、貸出しの際に申込者の方の身元確認をさせていただきますので、身元確認ができる書類等をお持ちください。（職員証、運転免許証、健康保険証、など）

#### (4) 返却方法（郵送による返却は受け付けていません。）

返却にあたっては、多摩府中保健所に来所のうえ行ってください。

ビデオテープを返却する場合は、必ず巻き戻して返却してください。

### 2 貸出期間

貸出期間は、原則として2週間です。

期限内に返却できない場合は、必ずご連絡ください。

### 3 貸出本数

1 回の申込につき、貸出しは6本までとします。

### 4 利用上の注意事項

- ・ 貸出しを受けた衛生教育用器材を営利目的に使用することは禁じます。
- ・ 貸出しを受けた衛生教育用器材を無断で複製、放送などをすることは禁じます。
- ・ 貸出しを受けた衛生教育用器材を破損・紛失した場合は、同等品を弁償していただきます。

### 5 問合せ先

多摩府中保健所 企画調整課 企画調整担当

電話 042(362)2334